

第8部 医療人材の確保と資質の向上

第1章 医師・歯科医師

I 現状と課題

(1) 医師

県内の医師数は、福井医科大学（現在の福井大学医学部）の開学およびその卒業生の輩出等により年々増加し、平成28年末現在2,002人で、うち医療施設に従事している医師数は1,922人です。

人口10万人当たりの医療施設従事医師数は245.8人（全国240.1人〔21位〕）で、全国平均をやや上回っています。二次医療圏別には、奥越、丹南、嶺南医療圏で全国平均を下回っています。

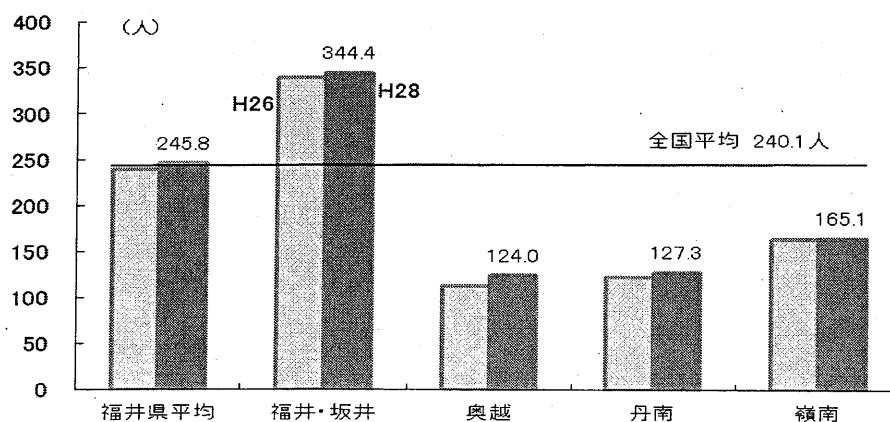
医療施設に従事している1,922人のうち、病院は1,018人、福井大学附属病院は362人、診療所は542人となっています。

医師数の推移

	H4	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28
医療施設（人）	1,346	1,603	1,672	1,688	1,758	1,826	1,888	1,896	1,922
その他（人）	69	96	80	80	93	96	87	86	80
合 計（人）	1,415	1,699	1,752	1,768	1,851	1,922	1,975	1,982	2,002
人口10万人当たり 医療施設 従事医師数	福井県	168.9	193.6	202.7	206.1	216.5	226.5	236.3	240.0
	全 国	176.6	195.8	201.0	206.3	212.9	219.0	226.5	233.6
女性 医師	実数(人)	118	225	248	247	278	313	345	362
	割合(%)	8.3	13.2	14.2	14.0	15.0	16.3	17.5	18.1

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

二次医療圏別の人口10万人当たり医療施設従事医師数



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成26、28年度）

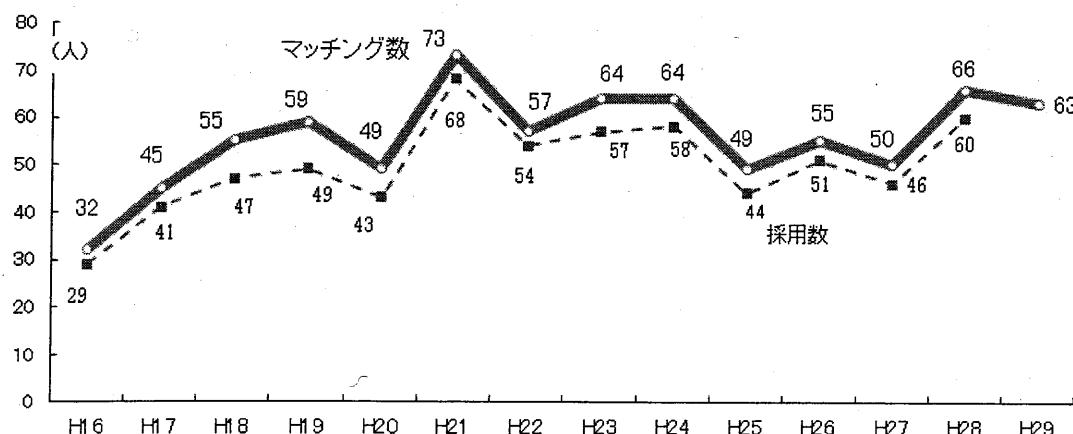
県内の民間・公的病院および公的診療所を対象とした医師不足調査（29年度）によると、派遣医師の引き揚げ、定年、開業、転院による退職の欠員的医師不足数は75人となっており、引き続き、医師確保、医師派遣の取り組みが必要です。

県内医師数に占める女性医師の割合は、14年の13.2%から28年には18.1%に増加しています。福井大学医学部医学科入学生は、近年、女性が約4割を占めており、今後も女性医師の増加が見込まれることから、女性医師の働きやすい環境づくりや出産・育児等により離職した女性医師の復職支援等の推進が求められています。

県内勤務を返還免除条件とした医学生への奨学金貸与については、29年度末現在、嶺南医療振興財団奨学金制度（19年度創設）の奨学生（以下、嶺南奨学生）41人、福井県医師確保修学資金制度（21年度創設）の奨学生（以下、県奨学生）81人に奨学金を貸与しており、嶺南奨学生は25年度から、県奨学生は29年度から順次勤務を開始しています。県奨学生医師が、卒業後、安心して県内の医療に従事し、将来的に県内に定着できるよう、平成27年度にキャリアプログラム「卒後勤務に関する考え方」を策定し、地域医療への貢献とキャリア形成の両立に配慮しています。今後、地域医療支援センター（福井県と福井大学が共同で設置）による個別面談により、県奨学生と勤務先医療機関の調整を行い、県内定着に繋げる必要があります。

臨床研修医については、臨床研修医制度の始まった16年度の県内マッチング（内定）数は32人でしたが、その後増加し、ここ数年は約60人で推移しています。本県では、22年度から福井大学医学部地域医療推進講座が中心となって、研修医に魅力ある研修活動を実施しています。質の高い研修を提供し、県内に臨床研修医を確保していくためには、こうした取り組みを今後も継続していくことが求められています。

県内臨床研修医マッチング数の推移



県地域医療課調

専門医については、これまで各学会が独自の基準で認定していましたが、平成30年度から新専門医制度が始まり、中立的な第三者機関である（一社）日本専門医機構が認定する研修プログラムにより専門医を養成する制度になっています。本県においても平成30年度のプログラムとして8病院33プログラムが認定されていますが、リハビリテーション科のプログラムがないことや専門医制度運用細則により原則として複数のプログラムを置くことと規定されている外科については1プログラムしかないなどの課題があります。今後、関係機関との調整や支援を実施していく必要があります。また、県内外の臨床研修医に働きかけ、県内の専攻医（専門医を目指す医師）を確保する必要があります。

これら医師確保（医学生確保）については、施策の検証や新たな施策の立案のために、医学生、臨床研修医、専門研修医（専攻医）など各段階におけるその後の研修先、勤務先の動向を把握することが必要不可欠です。

県内の専門医研修プログラムの設置状況

基幹施設名	プログラム数	基本診療科
福井大学附属病院	18	内科、皮膚科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、脳神経外科、麻酔科、小児科、精神科、整形外科、眼科、泌尿器科、放射線科、救急科、形成外科、病理、臨床検査、総合診療科
福井県立病院	6	内科、産婦人科、麻酔科、小児科、精神科、救急科
福井赤十字病院	2	内科、総合診療科
福井県済生会病院	1	内科
福井総合病院	1	整形外科
市立敦賀病院	2	内科、総合診療科
公立小浜病院	2	整形外科、総合診療科
あわら病院	1	総合診療科
計	33	

(H29.12.1)

医師の派遣については、県内の公的医療機関から、平成29年度現在79人の医師派遣要望がありましたが、自治医科大学卒業医師、県キャリアアップコース後期研修医、福井大学特命医師、奨学生医師の派遣合計は39人であり、40人の医師不足が生じています。

地域別では、特に嶺南地域において派遣要望49人に対する派遣は28人であり、医師不足の過半数（21人）を占めるなど、医師の地域偏在が課題です。また、内科や産婦人科、整形外科等の医師の派遣要望が多く、診療科偏在も課題となっています。今後は、奨学生医師の増加や新専門医制度の専門医を目指す専攻医の確保により、地域に必要な医師を確保する必要があります。

県内には、常勤医師の勤務を必要とする介護老人保健施設や、非常勤嘱託医を必要とするその他の福祉施設があります。今後はこれらの施設の医師も確保していく必要があります。

(2) 歯科医師

県内の歯科医師数は、平成28年末現在434人であり、ほとんどが医療施設に従事している歯科医師（428）人です。

人口10万人当たりの医療施設従事歯科医師数は54.7人で、全国平均の80.0人を下回っているものの、県内においては概ね充足している状況です。

診療に従事しようとする歯科医師は1年間の臨床研修が必修となっており、平成29年12月現在、県内で4医療機関*が研修施設に指定されています。

*4 医療機関…福井大学医学部附属病院、福井県立病院、福井総合病院、たけの子歯科

歯科医師数の推移

		H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28
歯科医師数(人)		382	383	387	407	415	426	421	434
人口10万人当たり	福井県	45.8	46.1	46.8	49.5	50.6	53.1	52.9	54.7
医療施設従事歯科医師数	全 国	71.0	72.6	74.0	75.7	77.1	78.2	79.4	80.0

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

(3) 働き方改革

厚生労働省は、政府が平成29年3月にまとめた「働き方改革実行計画」を受け、同年8月に医師の働き方改革に関する検討会を設置し、平成30年度末までに最終報告を取りまとめることを目標に議論を進めています。医師の働き方改革は、医師のワーク・ライフ・バランスの確保と医療の質・安全の向上が目的であり、宿直やオンコール（院外待機）に加え、医療技術の進歩に対応するための自己研さんなどが長時間労働に拍車をかけている現状を踏まえ、2月にとりまとめられた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」には、医師の出退勤記録を的確に把握することや、36協定で定めた上限時間を超える時間外労働（残業）をしていないかの確認、既存の産業保健の仕組みの活用、医師の業務負担軽減のため他職種へのタスクシフティング（業務の移管）の推進、女性医師等に対する支援を医療機関に求めることが盛り込まれています。また、「医師は原則、診察、治療の求めを拒むことはできない」と医師法が規定する「応召義務」が長時間労働の要因の一つとして、その在り方も議論されています。こうした国の議論を踏まえ、医師の負担軽減・待遇改善を進める必要があります。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 医学部卒業者の県内定着の促進
- 医師のキャリア形成支援
- 医師不足状況の可視化と医師確保計画の策定
- 医師不足医療機関への医師派遣
- 医師確保活動・情報発信
- 医師の負担軽減・処遇改善
- 女性医師の働きやすい環境の整備
- 医師・歯科医師の生涯教育の充実

【施策の内容】

1 医学部卒業者の県内定着の促進 [県、大学、医療機関、財団]

県内勤務を返還免除条件とした医学部奨学生の確保や研修医募集のための県内臨床研修病院合同説明会の開催等により、医学部卒業者の県内定着を促進します。また、医学部奨学生の制度を継続するとともに、医学部の入学枠に地元出身者枠を増員することを検討します。

2 医師のキャリア形成支援 [県、大学、医療機関、財団]

県内の医師不足および地域偏在の解消を図るために、地域医療支援センターにおいて、医師の確保・養成や地域医療を担う医師のキャリア形成支援等の各種施策を実施します。

県内臨床研修医等に充実した臨床研修を提供するため、福井大学の教官による出張講義や県内臨床研修医合同研修会、テレビ会議システムを活用した福井大学医学部附属病院の講義の配信等を実施します。また、嶺南地域に勤務する若手医師を対象とした出張指導を今後も継続します。

医学部奨学生や自治医科大学生の地域医療に対するモチベーションの醸成や顔の見える関係の構築を図るため、地域医療体験実習等の学生地域研修を行います。

奨学生医師が卒業後、安心して県内の医療に従事できるよう、平成27年度に策定したキャリアプログラム「卒後勤務に関する考え方」を基に、奨学生医師と地域医療支援センターが進路やキャリアに関する面談を行い、地域医療への貢献とキャリア形成が両立するよう調整していきます。

在宅医療等を担う総合診療医等の育成・県内定着を図るため、福井大学病院との連携により、医学生や研修医等が「入院」「外来」「在宅」の一連の医療を経験できる場として、永平寺町が行う診療所整備を支援します。

福井大学に整備された「福井メディカルシミュレーションセンター」において、県内の医療従事者を対象に、医療シミュレーターを活用した実践トレーニ

ング研修等を企画、実施します。

専門医については、新専門医制度の基幹研修施設になっている県内病院の専門研修プログラムに登録して研修を行う専攻医、専攻医を獲得した病院、指導医資格を取得しようとする医師への支援等を実施することにより、医師が不足する診療科の専門医を養成し、県内に定着する医師を確保します。

3 医師不足状況の可視化と医師確保計画の策定〔県、大学、県医師会、医療機関〕

国の方針やデータ・指標に基づき、県内の医師不足や偏在の状況を可視化して「医師確保計画」を策定します。この計画では、県内の医師の偏在状況を地域ごとに評価する仕組みを構築し、対策の評価や、それに基づく対策の見直しを行い、P D C Aサイクルに基づく実効性を確保した対策を行います。

また、福井大学医学部や臨床研修病院、専門研修基幹施設と連携のもと、医学部、初期研修、専門研修の各段階の研修等終了後の動向を毎年度、調査・分析することで、医師の県内定着の対策を隨時、見直していきます。

4 医師不足機関への医師派遣・あっせん〔県、大学〕

自治医科大学卒業医師、福井大学の医師（特命医師）、奨学生医師を県内の医師不足医療機関へ派遣するとともに、専門研修を行う専攻医の医療機関への派遣を支援します。また、中核病院から医師不足医療機関への医師派遣を支援します。

さらに、医師不足地域の中核病院へ派遣するため、県立病院において後期研修修了者などの医師を採用し、地域で指導的な役割を果たす医師を育成します。

また、医師が求職希望を登録できるページを県・市町の電子申請システム内に設置し、登録した医師に対しては、医療機関だけでなく福祉施設も選択肢として提示して勤務のあっせんを行うことにより、福祉施設に勤務する医師の確保を行います。

5 医師確保活動・情報発信〔県〕

県外の本県出身医師等の県内誘導を図るため、県職員等による医師訪問、ホームページや登録医師への情報発信を行います。また、県内臨床研修医を若手医師リクルーターに委嘱し、研修会の企画や出身大学におけるリクルート活動等を行います。

県内臨床研修医の合同交流会を開催し、臨床研修医の交流や情報交換を通じて、県内定着を促進します。

6 医師の負担軽減・待遇改善〔県、医療機関〕

医師の負担軽減・待遇改善を図るため、医療の職場づくり支援センターによる相談窓口の設置や経営者の意識向上を図るセミナーの開催、病院経営改善のためのアドバイザーの派遣、「ふくいメディカルネット」への遠隔カンファレンス機能追加等を行い、医療機関の勤務環境の改善への取組みの支援を行います。

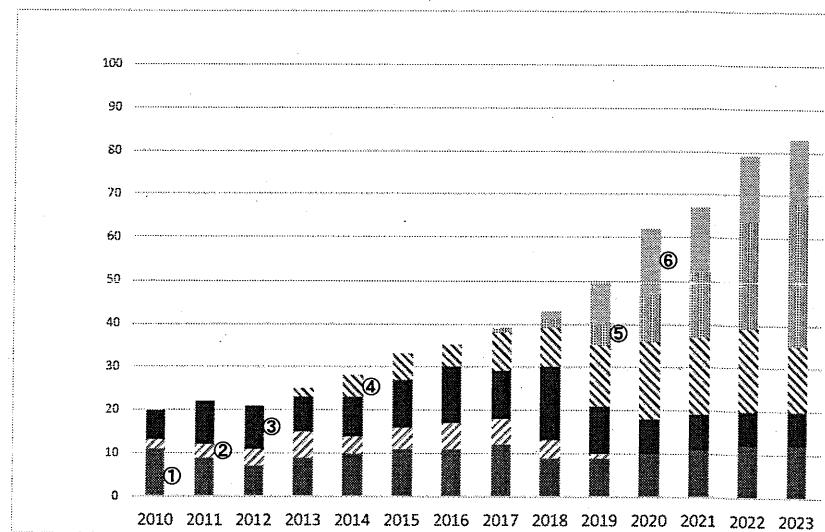
7 女性医師の働きやすい環境の整備〔県、医療機関、県医師会〕

院内保育所の運営に対する支援、女性医師支援センターのコーディネーターによるSNSを活用した相談しやすい体制の整備や休業後の復職支援等、女性医師の働きやすい環境の整備、離職防止に努めます。

8 医師・歯科医師の生涯教育の充実〔県、大学、医師会、歯科医師会、医療機関〕

少子・高齢化の進行とこれに応じた疾病構造の複雑・多様化及び医療技術の進歩に対応するため、医師会・歯科医師会の協力を得て、医師・歯科医師の生涯教育の充実を図ります。

県内の医師不足医療機関への医師の派遣数（見込み）



医師派遣事業	派遣開始時期	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
①自治医科大学卒業医師 派遣	S55～	11	9	7	9	10	11	11	12	9	9	10	11	12	12
②後期研修キャリアアップ事業 派遣	H18～	2	3	4	6	4	5	6	6	4	1				
③県の要請による福井大学医師 派遣	H22～	7	10	10	8	9	11	13	11	17	11	8	8	8	8
④(奨学生) 嶺南財団制度	H25～				2	5	6	5	9	9	14	18	18	19	15
⑤ 県修学資金制度	H29～								1	2	5	11	15	25	33
⑥新専門医制度対策事業 派遣	H30～								2	10	15	15	15	15	15
医師派遣(見込)数		20	22	21	25	28	33	35	39	43	50	62	67	79	83

※ 上記は、義務年限のある奨学生や新専門医制度の専攻医が、基幹病院でなく、地域の公的医療機関に勤務した場合（奨学生のキャリア選択や新専門医制度の専攻医の研修プログラム上の理由により、地域の公的医療機関に勤務できない可能性もあり）

第2章 薬剤師

I 現状と課題

平成28年末現在の本県の薬剤師数は1,426人であり、人口10万人当たりでは182.4人（全国237.4人〔44位〕）となっており、全国平均を下回っています。

そのうち、「薬局・医療施設の従事者」が1,135人（79.6%）と過半数を占めており、人口10万人当たりでは145.1人（全国181.3人〔45位〕）となっています。薬局・医療施設の従事薬剤師数は着実に増加していますが、全国平均を大きく下回る状況となっています。

近年、医療技術の進展とともに薬物療法が高度化しており、病院など医療機関においては、医療の質の向上及び医療安全の確保から、チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が薬物療法に参加することが必要となっています。

また、在宅医療など地域においても、薬剤に関する薬剤師の幅広い知識が必要とされるとともに、患者・住民が安心して薬や健康に関して相談できるよう、薬局においては患者の心理等にも適切に配慮して相談に傾聴し、平易でわかりやすい情報提供・説明を心がける薬剤師の存在が不可欠となっています。

そのため病院および薬局に勤務する薬剤師の確保を図るとともに資質の向上が必要となっています。

薬剤師数の推移

	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28
薬局従事薬剤師数(人)	436	481	523	568	654	723	736
医療施設従事薬剤師数(人)	388	371	360	376	372	387	399
その他(人)	430	399	403	380	353	343	291
合計(人)	1,254	1,251	1,286	1,324	1,369	1,453	1,426
人口10万人当たり	福井県	99.9	104.0	108.7	117.1	128.4	140.5
薬局・医療施設従事薬剤師数	全 国	128.7	136.4	145.7	154.3	161.3	170.0
							181.3

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- チーム医療・在宅医療に必要な薬剤師の確保
- 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上

【施策の内容】

1 チーム医療・在宅医療に必要な薬剤師の確保 [県、薬剤師会]

医療機関でのチーム医療や在宅医療への対応のため、県薬剤師会と協力し、中・高校生等に対し、職場体験の実施やセミナーを開催し、薬剤師を目指す学生の確保を図ります。

また、薬学生への就職情報等の発信や、U・Iターン者への奨学金返還支援制度を活用し薬剤師の県内の就業を促進するとともに、未就業薬剤師の把握や就業促進を図り薬剤師の確保に努めます。

2 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上 [県、薬剤師会]

コミュニケーション能力の向上や、薬物療法における薬剤の専門家としての必要な知識の習得のために、県薬剤師会が実施する薬剤師の資質の向上を目的とする研修会等に協力します。

薬局の機能向上を推進するため、在宅医療など薬局外での活動、地域包括ケアにおける取組の求めにも対応できるよう、各種疾患を設定できる全身モデルを用いシミュレーショントレーニングを実施するなど薬剤師の資質の向上研修の充実を図ります。

第3章 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

I 現状と課題

県内の看護職員の就業者数は、平成28年末現在、12,241人であり、平成18年末からの10年間で約1.2倍、2,282人増加しています。職種別では、保健師549人、助産師242人、看護師8,497人、准看護師2,953人となっています。

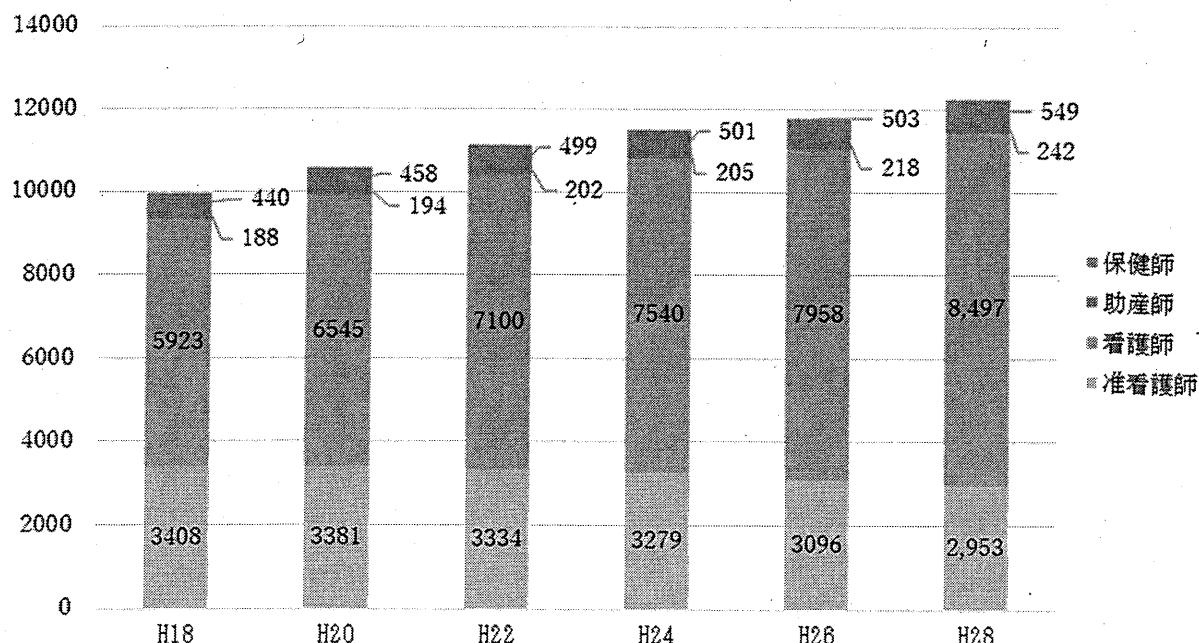
また、人口10万人当たりでは、保健師70.2人（全国40.4人〔5位〕）、助産師30.9人（全国28.2人〔15位〕）、看護師1,086.6人（全国905.5人〔19位〕）、准看護師377.6人（全国254.6人〔18位〕）となっており、すべての職種で全国平均を上回っていますが、奥越・丹南地域等の看護職員や訪問看護師など在宅医療を担う看護職員が不足しています。

就業看護職員数の推移

(単位：人)

	H18年	H20年	H22年	H24年	H26年	H28年
保健師	440	458	499	501	503	549
助産師	188	194	202	205	218	242
看護師	5,923	6,545	7,100	7,540	7,958	8,497
准看護師	3,408	3,381	3,334	3,279	3,096	2,953
計	9,959	10,578	11,135	11,525	11,775	12,241

就業看護職員数の推移



(各年12月末現在「業務従事者届」)

第8部 医療人材の確保と資質の向上（第3章 保健師・助産師・看護師・准看護師）

人口10万人当たり就業看護職員数

(単位：人)

	第6次医療計画時点(H22.12月末)			第7次医療計画時点(H28.12月末)		
	福井県	全国	福井県/全国	福井県	全国	福井県/全国
保健師	61.9	35.2	175.9	70.2	40.4	173.8
助産師	25.1	23.2	108.2	30.9	28.2	109.6
看護師	880.6	744.9	118.2	1,086.6	905.5	120.0
准看護師	413.5	286.6	144.3	377.6	254.6	148.3
計	1,381.0	1089.8	126.7	1,565.3	1,228.6	127.4

平成22年12月末「業務従事者届」

平成28年12月末「業務従事者届」

看護職員の就業場所としては、平成28年末で病院と診療所に73.9%、介護保険関係施設に14.0%、訪問看護ステーションに3.8%となっており、近年、在宅医療・介護保険制度の充実に伴って在宅分野への就業が増加しています。

就業場所別看護職員数

	病院	診療所	助産所	訪問看護ステーション	介護保険施設	社会福祉施設	保健所	市町	事業所	看護師等養成施設	その他	計
看護職員(人)	7,300	1,755	25	463	1,718	213	57	338	93	164	115	12,241
構成比(%)	59.6	14.3	0.2	3.8	14.0	1.7	0.5	2.8	0.8	1.3	0.9	100.0

また、平成23年から平成27年までの看護職員の需要と供給の見通しを推計した「第7次福井県看護職員需給見通し」では、平成27年には看護職員の需要が12,357人、供給数が12,290人となる見通しでした。第8次受給推計は、平成30年度以降作成する予定です。

県内の看護職員の養成機関は、平成29年現在で10校あり、1学年入学定員は420人となっています。平成28年度の卒業生の内、看護職として就職した者の県内就業割合は72.5%であり、今後、さらに多くの県内就業者を確保していく必要があります。

看護師等学校養成所入学定員数

(平成29年4月現在)

学校名	定員	学校名	定員
福井大学医学部看護学科	60(20)	福井県立看護専門学校	40(10)
福井県立大学看護福祉学部看護学科	50(20)	武生看護専門学校	40(非公表)
敦賀市立看護大学看護学部看護学科	50(15)	公立若狭高等看護学院	40(非公表)
福井医療大学保健医療学部看護学科	60(12)	福井市医師会看護専門学校	40(非公表)
福井医療短期大学看護学科	—	福井工業大学附属福井高等学校衛生看護科	40(60%程度)
		計	420

※H29.4 福井医療短期大学入学者募集停止、福井医療大学開学

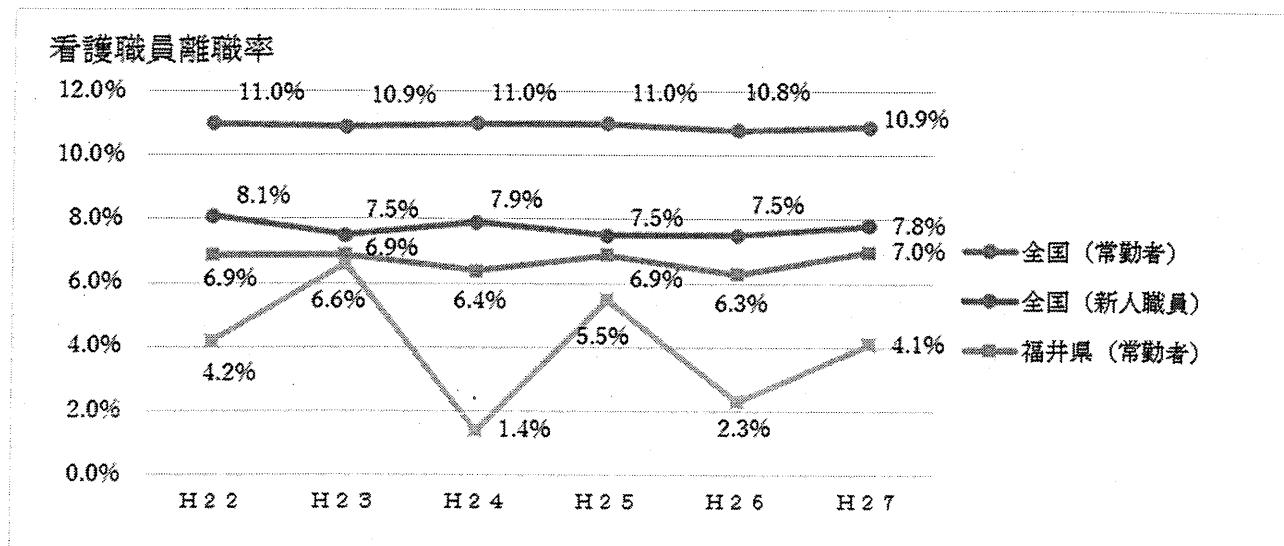
※()内は県内推薦枠人数

看護師等学校養成所新卒者の就業状況（平成28年度）

(単位：人)

卒業者	看護職として就業 (a)	県内就業者(b) (就業率 b/a)
347	327	237 (72.5%)

一方、看護職員の離職状況をみると、平成27年度の県内における常勤看護職員の離職率は7.0%（全国10.9%）、新卒看護職員の離職率は4.1%（全国7.8%）となっており、共に全国平均を下回っていますが、今後も引き続き、離職防止に向けた取り組みの充実を図る必要があります。



日本看護協会「病院看護実態調査」

平成27年10月からは離職した看護職員の届出制度が始まり、平成28年度末時点の届出件数は、393人（全国43,896人）となっています。また、潜在看護職員の再就業状況をみると、平成28年度のナースセンターにおける求人・求職相談件数は1,336件、就労あっせんによる再就業者は442人となっています。再就業者を増やしていくためには、届出制度を活用した潜在看護職員の把握や求職者と求人施設との勤務条件等の調整を行い、マッチングを促進していくことが必要です。

県ナースセンター活動実績

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
求人求職・相談件数	1,107件	1,295件	1,532件	1,336件
再就業者	423人	457人	410人	442人

看護職の離職時等の届出制度 届出状況

	H28年度末時点
福井県	393人
全 国	43,896人

(中央ナースセンターデータより)

平成27年10月より、在宅医療等の推進を図っていくために、看護師が医師または歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助行為を行うための研修制度（看護師の特定行為研修制度）が開始されました。

県内では、福井医療大学が特定行為研修機関として厚生労働大臣より指定を受けています。また、特定行為研修修了者は、平成29年6月時点で4名となっており、今後も研修修了者の養成と確保を図る必要があります。

また、認定看護師は、平成29年末時点で182名（人口10万対全国3位）、認定看護管理者は23名（人口10万対全国20位）、専門看護師は14名（人口10万対全国10位）が県内で活動しています。

※認定看護師：特定の看護分野において水準の高い看護技術を実践できる者。

（県内教育機関 福井大学大学院：手術看護、慢性呼吸器疾患看護）

※認定看護管理者：管理者として必要な知識を持ち地域住民に対して質の高いサービスを提供できるよう組織を改革し、発展させることができる者。

（県内教育機関 福井県看護協会：ファーストレベル、セカンドレベル）

※専門看護師：複雑で解決困難な看護問題を持つ個人や集団に対して水準の高い看護ケアを提供するための特定の専門看護分野の知識及び技術を深めた者。いずれも日本看護協会認定資格。

（県内教育機関 福井大学大学院：がん看護、災害看護）

（福井県立大学大学院：慢性疾患看護）

今後、急速な少子高齢化の進展や在宅医療の推進に伴う医療ニーズの増加、安全・安心な質の高い医療の提供、予防対策等の充実強化を図るため、保健・医療・福祉の各分野において看護職員の充足が求められています。

今後とも、看護職員の充足に努めるとともに、新たな健康課題や複雑・多様化する保健や医療ニーズに対応できる質の高い看護職員の養成と確保を図る必要があります。

II 今後目指すべき方向

施策の基本的方向

- 看護職員となる人材の育成
- 県内の就業と定着の促進
- 離職の防止
- 看護職員としての資質向上

【施策の内容】

1 看護職員となる人材の養成〔県、県看護協会、養成機関〕

高校生等を対象とした一日看護体験や看護職の魅力を伝える講演会を開催するとともに、看護職員修学資金貸与事業を継続し、看護職を目指す学生の確保を図ります。

民間の看護師養成所の運営を支援するとともに、看護教員の資質向上や実習指導者の養成確保により、看護基礎教育の充実強化に努めます。

2 県内の就業と定着の促進〔県、県看護協会〕

県内外の看護大学等へ進学する学生に就職関連情報を発信するとともに、県内医療機関等におけるインターンシップ事業の実施や県外での合同就職説明会への出展を通して、看護学生の県内就業を促進します。

今後示される国の基準により需給推計を行い、不足している奥越・丹南地域等の看護職員や訪問看護師などについて、必要な対策を検討します。

ナースセンターにおいて看護職員の届出制度を活用した潜在看護師の把握を行うとともに、再就業希望者を対象に再就業研修を実施します。

平成28年度より開設したナースセンター嶺南サテライトにおける就業相談やハローワークと連携を図った就労あっせんを行い、潜在看護職員の再就業を促進します。

3 離職の防止〔県、県看護協会、県医師会、医療機関〕

看護職員が子育てしながら働き続けられるよう、院内保育所の運営支援や医療の職場づくり支援センターによるアドバイザーの派遣、セミナーの開催を通して、看護職員の勤務環境改善を図り、離職防止に努めます。

新人看護職員ガイドラインに沿った研修会や看護管理者向けの研修会を開催し、医療機関等における新人看護職員の早期離職を防止します。

4 看護職員としての資質向上〔県、県看護協会、県医師会、看護大学、医療機関〕

県看護協会、県医師会、看護系大学等と連携し、専門分野別や病院の規模別、新任期・管理期等キャリアに応じた研修を体系的に行い、保健・医療・福祉の各分野において質の高い看護職員の育成に努めます。さらに認定看護管理者等による中小規模病院へのアウトリーチ型支援を行い、中小規模病院の人材育成・看護管理能力の向上を図ります。

訪問看護養成講習会や社会福祉施設に勤務する看護師を養成するための研修会を開催し、在宅療養者の多様なニーズに対応できる質の高い看護師の育成に努めます。

在宅医療等の推進のため、看護師の特定行為研修制度の普及・啓発、研修修了者の確保に努めます。

また、近年、災害が多発する中で、災害直後から中長期的に被災者の支援・ケアができる看護職の育成に努めます。

認定看護師・専門看護師による中小規模病院・社会福祉施設等への出前講座等により、地域における看護の質の向上を図るとともに、今後も認定看護師・専門看護師・特定行為研修修了看護師の確保に努めます。

第4章 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

I 現状と課題

平成28年現在の本県の病院に勤務する理学療法士数は491人であり、人口10万人当たりでは、62.9人となっており、全国平均の58.5人を上回っています。

同様に、作業療法士数は336人であり、人口10万人当たりでは、43.0人となっており、全国平均の34.6人を上回っています。

また、言語聴覚士数は127人であり、人口10万人当たりでは、16.3人となっており、全国平均の11.9人を大きく上回っています。

今後、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上になる中、身体的、精神的に多種多様な困難を抱え、リハビリテーションを必要とする患者や予防が必要な人が増加することが見込まれます。また、患者ができる限り早く社会に復帰し、住み慣れた地域で暮らせるようにしようとしている地域医療構想を推進していくためには、リハビリ機能の充実や地域全体で治し支えていく仕組み、予防活動がより一層求められることとなり、理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の役割がますます重要になります。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の資質の向上
- 養成施設における教育の充実

【施策の内容】

1 理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の資質の向上〔県、各協会〕

回復期病床をもつ医療機関が実施するリハビリテーション機能を充実するための設備整備を支援するとともに、県理学療法士会、県作業療法士会、県言語聴覚士会の協力を得て、資質の向上やリハビリテーションを支える職種間の連携強化に向けた取組みの充実を図ります。

2 養成施設における教育の充実

養成施設の充実が図られるよう、必要により関係機関と協力し、適切な運営を指導します。

理学療法士等養成所入学定員数

学校名	定員（理学療法士）	定員（作業療法士）	定員（言語聴覚士）
福井医療大学保健医療学部リハビリテーション学科	50	40	30
若狭医療福祉専門学校	40	-	-

※29.4 福井医療短期大学入学者募集停止、福井医療大学開学

第5章 歯科衛生士・歯科技工士

I 現状と課題

平成28年度末現在の本県の就業歯科衛生士数は698人、6年前の平成22年度から歯科衛生士は104人（15%増）増加しています。

社会構造や医療ニーズの変化に伴い、予防処置、在宅診療、介護予防等、歯科衛生士の担う業務が多様化、高度化しており、歯科衛生士に対する資質の向上が求められています。

また、県内の人ロ10万人当たりの歯科衛生士数は89.3人と全国平均の97.6人を下回っており、今後、活躍の場が在宅医療にまで広がることが予想されることから、歯科衛生士の確保が課題となっています。

住み慣れた地域において質の高い歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保するため、県は福井歯科専門学校の実習設備や建替えに対する財政的支援を行っています。

一方、就業歯科技工士は、平成28年度末現在で268人となっており、6年前の平成22年度から8人（3%減）減少しています。

歯科医療技術の向上や医療ニーズの変化に伴い、CAD等の新しい技術や在宅歯科医療に対応できる資質の高い歯科技工士が求められており、県内に養成所がないことから将来的な歯科技工士の確保が課題となっています。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 多様なニーズに対応できる歯科衛生士・歯科技工士の資質の向上・確保

【施策の内容】

1 多様なニーズに対応できる歯科衛生士・歯科技工士の資質の向上・確保〔県、関係団体〕

関係団体と協力しながら、歯科衛生士・歯科技工士を対象にした研修会等に取り組み、歯科衛生士・歯科技工士の資質の向上を図るとともに、県内学生（歯科衛生士）の確保や県外学生（歯科衛生士・歯科技工士）の県内定着を図ります。

歯科衛生士養成所入学定員数（平成29年4月現在）

学校名	定員
福井歯科専門学校	30

第6章 診療放射線技師・診療エックス線技師

I 現状と課題

平成28年現在の本県の病院に勤務する診療放射線技師数・診療エックス線技師数は325.8人であり、人口10万人当たり、41.7人となっており、全国平均の35.1人を上回っています。

今後、医療技術の進歩に伴う診療放射線業務の高度化、多様化が進む中で、高い能力をもった診療放射線技師の確保と、より一層の資質向上が求められます。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 放射線技師の確保
- 放射線技師の生涯教育の充実

【施策の内容】

1 放射線技師の確保〔県、関係団体〕

放射線技師を養成する医療技術系大学等を通じて、必要な診療放射線技師の確保に努めます。

2 放射線技師の生涯教育の充実〔県、関係団体〕

日本放射線技師会等の協力を得て、診療放射線技師の資質の向上に向けた生涯教育の充実を図ります。

第7章 管理栄養士・栄養士

I 現状と課題

管理栄養士・栄養士は健康の維持・増進のための食生活に関する専門的知識および技術を有する者であり、医療機関においては患者の栄養管理や栄養指導、県や市町においては地域住民の健康づくりや食環境整備を行い、生活習慣病の発症予防や重症化予防および疾病の治療に重要な役割を担っています。

特に医療機関では、平成24年4月の診療報酬改正において、「栄養管理を担当する常勤の管理栄養士が1名以上配置され、栄養管理体制がとられていること」が入院基本料算定の要件とされ、入院治療の基本である栄養管理がますます重要となっています。効果的な治療を行うため、患者一人ひとりにあった最良の栄養管理が求められています。

本県の病院に勤務する管理栄養士数は、人口10万人当たりで24.8人と全国水準17.7人を上回っています。医療機関の管理栄養士は、入院・外来患者の栄養管理・指導の他、栄養サポートチーム（NST）や糖尿病透析予防チーム等、チーム医療の一員としての業務が拡大しています。さらに、退院後の在宅患者への栄養管理については、今後需要の増加が見込まれますが、まだほとんど実施されていない状況です。常勤の管理栄養士数は、1医療機関（平均205床）あたり約3人と少なく、今後は配置の充実が必要です。

また、市町においては、地域住民に対し、栄養・食生活および運動に関する適切な情報を提供し、生活習慣病の発症予防や重症化予防、高齢者の低栄養予防や改善のための施策を進める専門職として、管理栄養士・栄養士の役割は重要です。

県内市町の保健衛生部門に管理栄養士・栄養士が配置されているところは14市町のみであり、3町で未配置となっています（平成29年6月1日時点）。

一方、県内の管理栄養士養成施設は現在1施設（入学定員は75名）、栄養士養成施設は1施設（入学定員は40名）となっており、今後も、多様化するニーズに対応できる質の高い管理栄養士・栄養士の養成と確保を図る必要があります。

栄養士養成所入学定員数（平成29年4月現在）

学校名	定員	備考
仁愛大学人間生活学部健康栄養学科	75	管理栄養士受験資格含む
仁愛女子短期大学生活科学学科食物栄養専攻	40	

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 医療機関における適切な栄養管理の推進
- 地域における健康づくり・栄養改善の取組みの推進
- 医療機関に従事する管理栄養士の配置の充実と資質の向上

【施策の内容】

1 医療機関における適切な栄養管理の推進〔県、栄養士会〕

県は、保健所が医療機関に対して実施する給食施設指導を通じ、患者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等に基づいた適切な栄養管理と食事の提供が図られるよう、技術的な指導および助言を行います。また、退院後の在宅患者の栄養管理については、医療機関が行う訪問栄養食事指導を推進する他、福井県栄養士会が平成29年に設置した「在宅栄養管理・食事支援センター」の取組みを支援します。

2 地域における健康づくり・栄養改善の取組みの推進〔県、栄養士会〕

福井県栄養士会が設置した「栄養ケア・ステーション」と連携し、広域的な食環境の整備を行うとともに、地域に密着した栄養相談を充実させ、生涯を通じた健康づくり・栄養改善に関する事業が円滑かつ適切に実施できるよう支援します。

3 医療機関に従事する管理栄養士の配置の充実と資質の向上

〔県、栄養士会〕

入院・外来患者の食生活・栄養相談および栄養管理の充実とともに、今後さらに必要性を増す退院後の在宅患者の栄養管理を進めるため、医療機関における管理栄養士の配置の充実を図ります。また、育成研修等を実施し、資質の向上を図ります。

第8章 柔道整復師

I 現状と課題

平成28年現在の本県の柔道整復師数は335人であり、人口10万人当たり、42.9人となっており、全国平均の53.7人を下回っていますが、近年、増加傾向にあります。

柔道整復師は、その多くが地域で「整骨院・接骨院」を開業しており、骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷など運動器に発生したけがへの施術を行っています。今後、介護予防など「地域包括ケアシステム」の充実を図るうえで、柔道整復師の役割がますます重要となります。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 運動器の施術や介護予防など多様なニーズに対応できる柔道整復師の資質の向上

【施策の内容】

1 柔道整復師の資質の向上〔県、関係団体〕

(公社)福井県柔道整復師会等と協力しながら、柔道整復師の資質の向上に向けた生涯教育の充実を図るとともに、柔道整復師間の連携や医療・介護関係者など多職種との連携を図ることで、地域包括ケアシステムの中で柔道整復師としての専門性を活かした施術や介護予防等の取り組みを促進します。

第9章 その他の医療従事者

（臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、社会福祉士、精神保健福祉士等）

I 現状と課題

高齢化の進展や医療需要の高度化・多様化に伴い、医療サービスの範囲が拡大するとともに、その内容の専門化・細分化が進んでいます。また、医療機関の急性期、回復期、慢性期といった機能の分化が進むなか、機能に応じた専門的な医療の提供と切れ目なくサービスが提供されるよう医療機関や職種間の連携が重要となっています。また、近年の高齢者の増加に伴い、日常的な健康維持や予防活動の重要性が高まっており、これらの活動への医療従事者の参加が求められています。

このような状況に対応し、在宅を含む質の高い医療を提供するため、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士のほか、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の医療従事者の育成と確保を図る必要があります。

さらに、医療機関相互の役割分担と連携を図る上で、メディカルソーシャルワーカーの役割は重要であり、こうした役割を担う人材の資質の向上が求められています。

平成28年現在の病院に勤務する臨床検査技師数は、367.1人であり、人口10万人当たり、47.0人となっており、全国平均の43.4人を上回っています。視能訓練士数は、27.9人であり、人口10万人当たり、3.6人となっており、全国平均の3.3人を上回っています。臨床工学技士数は、114.0人であり、人口10万人当たり、14.6人となっており、全国平均の16.1人を下回っています。

あん摩マッサージ指圧師数は、430.0人であり、人口10万人当たり、55.0人となっており、全国平均の91.6人を下回っています。はり師数は、352人であり、人口10万人当たり、45.0人となっており、全国平均の91.4人を下回っています。きゅう師数は、346人であり、人口10万人当たり、44.3人となっており、全国平均の89.8人を下回っています。

社会福祉士数は、87.6人であり、人口10万人当たり、11.2人となっており、全国平均の8.6人を上回っています。精神保健福祉士数は、67.5人であり、人口10万人当たり、8.7人となっており、全国平均の7.5人を上回っています。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 医療現場の実態やニーズに応じた医療従事者の確保と資質の向上

【施策の内容】

- 1 医療現場の実態やニーズに応じた医療従事者の確保〔県、関係団体〕
資格内容や受験情報等を広く県民に提供しながら、医療現場の実態やニーズに合わせて、必要な医療従事者の確保に努めます。
- 2 各医療従事者の資質の向上〔県、関係団体〕
医療機関や職種間が連携し、患者に切れ目のない適切な医療が提供されるよう、また、日常的な健康維持や予防活動等、今後の需要の動向に対応できるよう、関係団体の協力を得て、医療従事者の資質向上を図ります。
また、医療と福祉の連携や医療機関相互の役割分担と連携を図る上で、重要になってくるメディカルソーシャルワーカー等の資質の向上を図ります。

第10章 介護サービス従事者

I 現状と課題

平成29年12月現在の県内の高齢者は約22万9千人、要介護認定者は平成28年以降、約4万人となっており、今後も高齢者数や要介護認定者数は増加し、高齢者数は団塊の世代が後期高齢者になる2025年頃に最大になり、要介護認定者数は2040年頃にピークを迎えると予測されています。

平成29年現在の本県の介護サービス従事者数は15,876人で、うち介護職員数は11,017人となっていますが、2025年頃には約1万3千人の介護職員が必要になると予測しています。

今後の介護需要に応えるためには、中長期的な視点から、将来の介護人材として期待される学生のほか、新卒者、元気な高齢者、外国人など、幅広い人材に対するアプローチが必要です。加えて、業務分担の明確化等により、介護職員の専門性を發揮しやすい職場環境の整備や、賃金改善等を通じた介護職員の社会的地位の向上に向けた取り組みが求められています。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 介護人材の勤務環境改善
- 介護業界の魅力発信の強化
- 元気な高齢者・潜在介護福祉士等の活用

【施策の内容】

1 介護人材の勤務環境改善〔県、関係団体〕

介護事業所への訪問やふくい介護人材育成宣言事業所のさらなる普及を通して、介護サービス事業者に対するキャリアアップ制度や人事評価制度の定着支援、指導等を実施するほか、新たに、介護職員の負担軽減となる介護ロボットを導入する事業所への支援や、県内事業所の合同研修会を行い、介護サービス従事者の待遇改善を図ります。

また、入退院時等における医療と介護の連携を強化するため、研修会等の内容を充実し、介護支援専門員等、介護職員の資質の向上を図ります。

2 介護業界の魅力発信の強化〔県、関係団体〕

介護の仕事に対する理解促進や就業意欲の喚起を目的として、小中

第8部 医療人材の確保と資質の向上（第10章 介護サービス従事者）

学生を対象とした介護施設見学・出前講座や高校生を対象とした職場体験を充実します。また、県介護人材確保対策協議会の参画団体や各種介護関連団体との連携により、介護のイメージアップ戦略を検討するワーキングチームの設置や、県民を対象とした介護普及啓発イベントを実施します。

3 元気な高齢者・潜在介護福祉士等の活用〔県、関係団体〕

介護事業所において補助的業務を行うなど元気な高齢者の活用や、介護福祉士資格取得を目指す外国人留学生に対する支援、専門員配置による求人・求職のマッチング機能の強化などを通して、介護人材の需給ギャップの解消を図ります。